

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6585899号  
(P6585899)

(45) 発行日 令和1年10月2日(2019.10.2)

(24) 登録日 令和1年9月13日(2019.9.13)

(51) Int. Cl. F 1  
**B 6 5 D 1/36 (2006.01)** B 6 5 D 1/36  
**B 6 5 D 85/50 (2006.01)** B 6 5 D 85/50 1 5 0

請求項の数 6 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2015-23731 (P2015-23731)	(73) 特許権者	391011825 中央化学株式会社 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
(22) 出願日	平成27年2月9日(2015.2.9)	(74) 代理人	100067448 弁理士 下坂 スミ子
(65) 公開番号	特開2016-145071 (P2016-145071A)	(74) 代理人	100167117 弁理士 打越 佑介
(43) 公開日	平成28年8月12日(2016.8.12)	(74) 代理人	100109807 弁理士 篠田 哲也
審査請求日	平成30年2月7日(2018.2.7)	(72) 発明者	官崎 哲也 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号 中央化学株式会社内
		(72) 発明者	高山 晃一 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号 中央化学株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 プラスチック製の包装用容器とその使用方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

食品を分けて載せる領域(以下、小分け領域と呼ぶ。)を複数設けた食品載置領域と、上記食品載置領域の周縁から立ち上がって上記食品載置領域を囲み外郭を規定する周縁領域と、を備えたプラスチック製で刺身用の包装用容器であって、

発泡ポリスチレンで構成されており、

さらに上記小分け領域のまわりで距離を置いて設けられており頂部を有して上方に突き出た突出部と、上記周縁領域に隣接した上記食品載置領域の一部が下方へ突き出した脚部と、を備え、

上記小分け領域のまわりに配置された上記突出部は、上記小分け領域の各々で囲まれ上記食品載置領域の中央に配置された中央突出部と、上記食品載置領域と上記周縁領域との境界に配置された境界突出部とを有し、

10

上記中央突出部及び上記境界突出部は、上記小分け領域の角部分に配置されていて、上記周縁領域の上端部より内側に設けられている、プラスチック製の包装用容器。

【請求項2】

上記中央突出部の頂部は、上記周縁領域と同等以上の高さに配置されている、請求項1に記載のプラスチック製の包装用容器。

【請求項3】

上記食材を載せる容器本体と、上記容器本体に被さる蓋体と、を備え、

上記容器本体は、発泡ポリスチレンで構成されていて、上記食品載置領域と上記周縁領

20

域とを備えており、

上記蓋体は、上記食品載置領域の上方を覆う天井部と、上記天井部の周縁から下方へ延長して形成された蓋側部と、上記蓋側部の下端に形成されていて上記周縁領域の上端部に合わさる取付部と、を備えている、請求項 1 又は請求項 2 に記載のプラスチック製の包装用容器。

【請求項 4】

上記中央突出部及び上記境界突出部は、上記頂部から徐々に低くなる複数の稜線部と、上記稜線部と上記稜線部との間にそれぞれ設けられていて上記頂部から徐々に低くなると共に広がる凹型の曲面部と、を備えて、

複数の上記曲面部は異なる方向を向いており、さらに上記中央突出部と上記境界突出部との間で上記稜線部が連続して形成されていて、上記食品を包む連続した面が構成されている、請求項 1 から請求項 3 の何れかに記載のプラスチック製の包装用容器。

10

【請求項 5】

上記中央突出部及び上記境界突出部が下記の (A 1) 又は (A 2) である、請求項 1 から請求項 4 の何れかに記載の包装用容器。

(A 1) 上記食品載置領域の一部で形成されている。

(A 2) 上記周縁領域と上記食品載置領域の一部で形成されている。

【請求項 6】

上記請求項 3 に記載のプラスチック製の包装用容器の使用方法であって、

上記中央突出部及び上記境界突出部が上記小分け領域に載せたつまと刺身とを支えた状態で、上記蓋体を上記容器本体に取り付ける、プラスチック製の包装用容器の使用方法。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、刺身等の食材を収容する包装用容器であって、食材を載せる容器本体の構造に関する。

【背景技術】

【0002】

刺身用の包装用容器は、刺身を載せる容器本体と、容器本体に着脱自在に取り付けられ外から刺身が見えるよう透明に構成された蓋体と、を備えている。容器本体は、平坦状の載置部と、載置部のまわりに形成され蓋体が合わさる周縁部と、を備えている。刺身の製造者は、載置部を利用して複数種の刺身を盛り付け、蓋体で被せた後、店頭に並べたり、販売店へ出荷する。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2012 - 101816 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0004】

刺身の盛り付け方として、一つの広い載置部を利用して複数種の刺身を盛り付けることに代えて、近年、食べる量に応じて刺身が小分けされて包装されている。一つの領域に小分けされた刺身を並べた場合、盛り付けた後、店頭へ運ぶ途中や、製造場所から離れた販売場所へ輸送する途中、さらに消費者が購入後、自宅への帰宅の途中で、盛り付けた刺身が崩れてしまうと、刺身の商品性が損なわれてしまう。刺身を包装用容器に盛り付けた状態を維持できることが望ましい。

【0005】

特許文献 1 には、寿司を収容するプラスチック製の包装用容器が開示されており、包装用容器は、寿司の配置を規定する突出部が寿司を載せる載置部から突出するように形成さ

50

れている。しかし、特許文献 1 に開示された包装用容器の突出部は、輸送途中などで刺身の盛り付けた状態を維持するようには構成されていない。

【 0 0 0 7 】

さらに、刺身を載せる載置部のまわりで立ち上がった側部を備えた容器本体に、側部と同じ高さの仕切りを設けると、刺身を盛り付ける際に刺身を載せた包丁が仕切りに当たり載置部へ刺身を円滑に移す動作を妨げることになる。

【 0 0 0 8 】

このような問題は、刺身を包装用容器に盛り付ける場合に限らず、一つの包装用容器に複数の食材を少量ずつ収容する場合にも起こり得る。

【 0 0 0 9 】

本発明は、盛り付けを円滑に行え、さらに盛り付けた状態を維持する、プラスチック製の包装用容器とその使用方法とを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 0 】

食品を分けて載せる領域（以下、小分け領域と呼ぶ。）を複数設けた食品載置領域と、上記食品載置領域の周縁から立ち上がって上記食品載置領域を囲み外郭を規定する周縁領域と、を備えたプラスチック製で刺身用の包装用容器であって、発泡ポリスチレンで構成されており、さらに上記小分け領域のまわりで距離を置いて設けられており頂部を有して上方に突き出した突出部と、上記周縁領域に隣接した上記食品載置領域の一部が下方へ突き出した脚部と、を備え、上記小分け領域のまわりに配置された上記突出部は、上記小分け領域の各々で囲まれ上記食品載置領域の中央に配置された中央突出部と、上記食品載置領域と上記周縁領域との境界に配置された境界突出部とを有し、上記中央突出部及び上記境界突出部は、上記小分け領域の角部分に配置されていて、上記周縁領域の上端部より内側に設けられている。

また、上記中央突出部の頂部は、上記周縁領域と同等以上の高さに配置されている。

上記中央突出部及び上記境界突出部は、上記頂部から徐々に低くなる複数の稜線部と、上記稜線部と上記稜線部との間にそれぞれ設けられていて上記頂部から徐々に低くなると共に広がる凹型の曲面部と、を備えて、複数の上記曲面部は異なる方向を向いており、さらに上記中央突出部と上記境界突出部との間で上記稜線部が連続して形成されていて、上記食品を包む連続した面が構成されている。

上記中央突出部及び上記境界突出部が下記の（A1）又は（A2）である。

（A1）上記食品載置領域の一部で形成されている。

（A2）上記周縁領域と上記食品載置領域の一部で形成されている。

【 0 0 1 1 】

本発明のプラスチック製の包装用容器は、好ましくは、上記食材を載せる容器本体と、上記容器本体に被さる蓋体と、を備え、上記容器本体が、発泡ポリスチレンで構成されていて、上記食品載置領域と上記周縁領域とを備えており、上記蓋体は、上記食品載置領域の上方を覆う天井部と、上記天井部の周縁から下方へ延長して形成された蓋側部と、上記蓋側部の下端に形成されていて上記周縁領域の上端部に合わさる取付部と、を備えている。

【 0 0 1 2 】

本発明のプラスチック製の包装用容器の使用方法は、上記中央突出部及び上記境界突出部が上記小分け領域に載せたつまと刺身とを支えた状態で、上記蓋体を上記容器本体に取り付けることを特徴としている。

【発明の効果】

【 0 0 1 3 】

本発明のプラスチック製の包装用容器によれば、突出部が食材の移動を規制するので、盛り付けた状態を維持できる。また、突出部の頂部が載置領域で高い位置に配置されるだ

10

20

30

40

50

けであるので、盛り付けの際、包丁などが当たることを低減できる。さらに、従来の包装用容器では、刺身に添えて盛り付けるツマの量を少なくすると、ボリューム感を得ることができないが、本発明は、突出部が曲面部を備えると、曲面に食材を載せてボリューム感を食材に与えることができる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本発明の実施形態の包装用容器を示す斜視図である。

【図2】本発明の実施形態の容器本体を示す正面図である。

【図3】本発明の実施形態の容器本体を示す右側面図である。

【図4】(A)は本発明の実施形態の容器本体を示す平面図、(B)は容器本体の中央突出部を拡大した平面図である。 10

【図5】(A)は図4のA-A線に沿った容器本体の断面図、(B)は図4のB-B線に沿った容器本体の端面図である。

【図6】図2の容器本体の中央突出部を拡大した斜視図である。

【図7】図4の容器本体の平坦部周辺を拡大した図である。

【図8】図4の矢印Gで示す突出部の拡大図である。

【図9】本発明の実施形態の容器本体の部分端面図である。

【図10】本発明の実施形態の容器本体の使用状態を示す図である。

【図11】本発明の変形例の容器本体を示す平面図である。

【発明を実施するための形態】 20

【0015】

図1は本発明の実施形態の包装用容器1を示す斜視図である。包装用容器1は、食材を載せる容器本体2と、容器本体2に被さる蓋体3と、を備えている。

【0016】

図2は容器本体2を示す正面図、図3は容器本体2の右側面図、図4は容器本体2の平面図、図5(A)は図4のA-A線に沿った容器本体2の断面図、図5(B)は図4のB-B線に沿った容器本体2の端面図である。

【0017】

容器本体2は、食品を載せる食品載置領域(以下、載置領域と呼ぶ。)10と、載置領域10の周囲に設けられ容器本体2の外郭を規定する周縁領域20と、を備えて、底の浅い皿状に形成されている。載置領域10と周縁領域20との境界は、図4に示す太い破線の位置に設定されている。境界の内、縦方向の直線部分を短辺部31と呼び、横方向の直線部分を長辺部32と呼ぶ。 30

【0018】

周縁領域20は、載置領域10と一体に形成されており、容器側部を形成する傾斜面状の部分(以下、立上り部21と呼ぶ。)と、立上り部21の外側でさらに高い位置に設けられ周縁領域20の上端を形成する部分(以下、上端部22と呼ぶ。)とから構成されている。立上り部21と上端部22とは載置領域10の隅に対応した位置でつながって角部23を構成している。

【0019】 40

容器本体2は、食品の盛り付けた状態を維持するよう、周縁領域の上端部22より内側に配置された突出部100と、周縁領域の上端部22に配置された外側の突出部200とを備えている。内側の突出部100は、載置領域10の中央と、載置領域10と周縁領域20との境界と、に設けられている。中央に配置された突出部100(以下、中央突出部100Aと呼ぶ。)は、載置領域10の一部を上方へ突き出して形成され、境界に配置された突出部100(以下、境界突出部100Bと呼ぶ。)は、載置領域10と周縁領域20の一部を上方へ突き出して形成されている

【0020】

図6は中央突出部100Aの拡大斜視図である。中央突出部100Aは頂部110と稜線部120と曲面部130とから構成されている。頂部110は、中央突出部100Aの 50

最も高い部分を形成し、周縁領域 20 より高い位置に配置される。頂部 110 は、上方へ凸型の曲面に形成されているが、平らに形成されていてもよい。

【0021】

中央突出部 100A は四つの稜線部 120 を備えている。各稜線部 120 は頂部 110 のまわりに 90 度の間隔で配置されている。稜線部 120 は、図 4 の平面視で、頂部 110 から短辺部 31 又は長辺部 32 へ向けて、高さが徐々に低くなる部分として形成されている。以下、図 4 (B) に示すように、頂部 110 から一方の長辺部 32 側へ向かう (図 4 の紙面で上方へ向かう) 稜線部 120 を第 1 稜線部 121 と呼び、他方の長辺部 32 側へ向かう稜線部 120 を第 2 稜線部 122 と呼び、頂部 110 から一方の短辺部 31 へ向かう (図 4 の紙面で左方へ向かう) 稜線部 120 を第 3 稜線部 123 と呼び、他方の短辺部 31 側へ向かう稜線部 120 を第 4 稜線部 124 と呼ぶ。後述する他の境界突出部 100B の稜線部 120 も、これらの稜線部 120 の向きと同じものは同じ名称で説明する。

10

【0022】

曲面部 130 は、隣り合う稜線部 120 の間で、頂部 110 から徐々に低くなると共に広がる凹型の曲面に形成されている。曲面部 130 の下部は、載置領域 10 の平坦状の領域 (以下、平坦部 150 と呼ぶ。) につながっている。各曲面部 130 は異なる方向を向いて配置されている。

【0023】

境界突出部 100B は、載置領域 10 の周縁を構成する各短辺部 31 と各長辺部 32 とに設けられている。図 4 の矢印 C で示す左側の短辺部 31 に配置された境界突出部 100B について説明するが他の境界突出部 100B も同様に形成される。

20

【0024】

境界突出部 100B は、中央突出部 100A と同様に、頂部 110 と稜線部 120 と曲面部 130 とを備えている。

【0025】

境界突出部 100B は、載置領域 10 の左端で、短辺部 31 の中間に設けられている。境界突出部 100B は、中央突出部 100A と距離を置いて横に並らばるように配置されている。

【0026】

境界突出部 100B の頂部 110 は、載置領域 10 に配置され、稜線部 120 として、第 1 稜線部 121 と第 2 稜線部 122 と第 3 稜線部 123 と第 4 稜線部 124 とを備えている。第 3 稜線部 123 が載置領域 10 から周縁領域 20 まで延びており、第 1 稜線部 121 と第 2 稜線部 122 と第 4 稜線部 124 とは載置領域 10 に配置されている。

30

【0027】

境界突出部 100B の稜線部 120 の内、中央突出部 100A 側へ向けて形成された第 4 稜線部 124 は、中央突出部 100A の第 3 稜線部 123 とつながっている。境界突出部 100B の頂部 110 から中央突出部 100A の頂部 110 へ、稜線部 120 が連続するように形成される。稜線部同士をつなぐ部分を、以下、連続部 125 と呼ぶ。連続部 125 は平坦部 150 より高く形成されていて、隣り合う頂部 110 をつなぐ稜線部 120 の内、連続部 125 が最も低い部分を形成する。

40

【0028】

境界突出部 100B の第 3 稜線部 123 は、周縁領域 20 の立上り部 21 につながっている。境界突出部 100B の第 1 稜線部 121 と第 2 稜線部 122 とは、載置領域 10 と周縁領域 20 の境界に沿って形成されていて、頂部 110 から平坦部 150 まで低くなるように形成されている。

【0029】

境界突出部 100B の曲面部 130 の内、第 1 稜線部 121 と第 4 稜線部 124 の間と第 2 稜線部 122 と第 4 稜線部 124 との間に形成される曲面部 130 は、反対側の周縁領域 20 に形成された曲面部 130 と比べて、広く形成されている。

【0030】

50

矢印Dで示す長辺部側の境界突出部100Bは、長辺部32の中間に配置されていて、短辺部側の境界突出部100Bと同様に形成されている。長辺部側の境界突出部100Bの第1稜線部121は連続部125を介して中央突出部100Aの第2稜線部122とつながっている。

【0031】

他方の短辺部31と他方の長辺部32とに設けられた矢印Eと矢印Fとで示す各境界突出部100Bも同様に形成されて、中央突出部100Aと連続部125を介してつながっている。五つの突出部100が仕切り材として機能し、小分け領域として四つの平坦部150が画される。

【0032】

図7は、矢印C、Dの境界突出部100Bに隣接した一つの平坦部150を拡大した平面図である。平坦部150は横長の矩形型に形成されている。横に並んだ突出部100をつなぐ連続部125は、縦に並んだ突出部100をつなぐ連続部125に比べて寸法が長く形成されている

【0033】

突出部100が平坦部150の三つの隅に対応した位置に配置され、稜線部120が、縦と横に並んだ突出部100の間に配置されている。各突出部100の曲面部130は平坦部側を向いて配置されている。

【0034】

短辺部側の境界突出部100Bの曲面部130は、対角の位置に配置された長辺部側の境界突出部100Bの曲面部130まで、中央突出部100Aの曲面部130と連続部125の側面とを介して連続して形成されて、平坦部150の周りを囲っている。このように構成される連続した面で、載置領域10の内、平坦部150と異なる傾きを備えた部分を、包囲部131と呼ぶ。

【0035】

容器本体2は、平坦部150に複数の凸部160を備えている。凸部160は、包囲部131に比べて高さを低く設定されて、粒状に形成されている。

【0036】

平坦部150の周辺で、包囲部131からはずれた位置に、外側の突出部200が設けられている。図4と図7に矢印Gと矢印Hで示すように、角部23と周縁突出部110Bとの間にそれぞれ配置されている。

【0037】

矢印Gで示す外側の突出部200について説明する。外側の突出部200は、頂部210と稜線部220と曲面部230とを備えている。図8は外側の突出部200の拡大図であり、外側の突出部200は、境界突出部100Bと異なり、各部の大きさ、形状、数が異なっている。外側の突出部200では、稜線部220が一つ、曲面部230が二つ設けられる。

【0038】

外側の突出部200は、頂部210を、境界突出部100Bの頂部210の位置より外側に配置されている。頂部210は外側突出部200の最も高い部分を構成する。頂部210は中央突出部100Aと境界突出部100Bとに比べて低く形成されている。外側突出部200の頂部210は、周縁領域20の上端部22に設けられている。

【0039】

稜線部220は、頂部210から載置領域10の平坦部150まで、徐々に低くなる部分として形成されている。この稜線部220の下端が図4に示すように、周縁突出部100Bの第2稜線部122の下端に近接して配置され、さらに平坦部150の周縁に隣接する。

【0040】

二つの曲面部230の内、図4に示すように稜線部220を境に角部側の曲面部230は平坦部150につながっている。反対側の曲面部230は境界突出部100B側の曲面

10

20

30

40

50

部 1 3 0 につながっている。

【 0 0 4 1 】

図 4 と図 7 に矢印 H で示す長辺部側に設けられた外側の突出部 2 0 0 は、短辺部側の外側の突出部 2 0 0 と同様に形成されている。他の平坦部 1 5 0 でも、包囲部 1 3 1 から外れた位置に二つの突出部 2 0 0 が配置されている。

【 0 0 4 2 】

載置領域 1 0 の各隅には、図 2 と図 3 とに示すように脚部 1 8 0 が形成されている。脚部 1 8 0 は載置領域 1 0 を下方へ突出させて形成されている。

【 0 0 4 3 】

周縁領域 2 0 の上端部 2 2 は、外側突出部 2 0 0 の頂部 2 1 0 と角部 2 3 との間を凹ませて形成されている。

10

【 0 0 4 4 】

容器本体 2 は図 1 と図 3 とに示すように蓋体 3 を取り付けることができる。図 1 と図 3 とで蓋体 3 は一点鎖線で表されている。蓋体 3 は、載置領域 1 0 の上方を覆う天井部 3 A と、天井部 3 A の周縁から下方へ延長して形成される蓋側部 3 B と、蓋側部 3 B の下端に形成されて容器本体 2 の上端部 2 2 に合わさる取付部 3 C と、を備えている。取付部 3 C は、容器本体 2 の上端部 2 2 が内側に嵌るように形成されている。なお、蓋体 3 の取付方は容器本体 2 の外側を蓋体 3 の内側に合わせる外嵌合に限定されるものではない。

【 0 0 4 5 】

容器本体 2 は樹脂材を成型して構成されている。容器本体 2 の材料は限定されるものではないが、好ましくは衝撃性や保温及び断熱性を備えるよう例えば発泡ポリスチレンで構成される。容器本体 2 に取り付けられる蓋体 3 は透明に構成され、樹脂材を成型して構成される。蓋体 3 の材料は限定されるものではないが、例えば耐衝撃性ポリスチレン樹脂 ( H I P S ) で構成される。

20

【 0 0 4 6 】

容器本体 2 は、内側の突出部 1 0 0 で分けられた各平坦部 1 5 0 に食材を載せることができる。食材は、平坦な領域に載せると共に、隣接した突出部 1 0 0 や外側突出部 2 0 0 の曲面部 1 3 0 , 2 3 0 に載せることができる。

【 0 0 4 7 】

食材として、例えば刺身を盛り付ける場合、各平坦部 1 5 0 に異なる刺身を載せることができる。その際、平坦部 1 5 0 にツマを載せ、その上に各刺身を載せる。図 9 は矢印 C , D で示す突出部 1 0 0 の間の平坦部 1 5 0 に刺身 3 2 0 を盛り付けた状態で、図 7 の J - J 線に沿った断面を表している。ツマ 3 1 0 と刺身 3 2 0 が平坦部 1 5 0 と曲面部 1 3 0 を利用して盛り付けられる。

30

【 0 0 4 8 】

包丁を用いて刺身を盛り付けるときに、載置領域 1 0 に設けられる頂部 1 1 0 と周縁領域 2 0 に設けられる頂部 2 1 0 とが、容器本体 2 の縦と横の方向に距離を置いて配置されているので、頂部 1 1 0 と頂部 2 1 0 との間に包丁を入れて平坦部 1 5 0 に近づけることができる。

【 0 0 4 9 】

平坦部 1 5 0 に盛り付けられた食材は、包囲部 1 3 1 で包まれる。包囲部 1 3 1 の内、平坦部 1 5 0 の三つの隅に配置された突出部 1 0 0 の広い曲面部 1 3 0 が、三方向から食材を包み、盛り付けた状態を維持する。また、盛り付けた食材の内、突出部 1 0 0 の高さを越えた上側は頂部 1 1 0 で支えられる。平坦部 1 5 0 まわりで、包囲部 1 3 1 からはずれた位置で、食材は外側突出部 2 2 0 で支えられる。

40

【 0 0 5 0 】

包装用容器 1 によれば、食材を盛り付けた後、食材に移動する力が作用しても、平坦部 1 5 0 の周りで上方へ突き出した突出部 1 0 0 が食材の移動を規制する。例えば食材を容器本体 2 に収容した商品を製造工場からスーパーマーケットへ輸送するとき、また消費者が購入した商品を自宅へ持ち帰るとき等、容器本体 2 は、盛り付けた食材の形が崩れること

50

を低減できる。

【0051】

さらに、包装用容器1は、平坦部150の周りで内側の突出部100と外側の突出部200とで盛り付けた状態を維持できるので、図10に示すように、食材300を消費者に見やすい傾けた姿勢で置くことができる。

【0052】

容器本体2は、載置領域10を部分的に上方へ突出させて、その上に食材を載せるので、食材にボリューム感を持たせることができる。刺身を盛り付ける場合であれば、図9に示すように、ツマ310を曲面部130に載せて量を低減し、刺身を見栄え良く盛り付けることができる。また、脚部180が載置領域10を持ち上げて、容器本体2は深さを浅く形成されることによっても、食材にボリューム感を持たせることができる。

10

【0053】

(変形例)

上記の包装用容器1では、五つの突出部100を載置領域10に設けて四つの平坦部150が画されているが、突出部100の数は図示例に限定されるものではない。例えば、載置領域10と周縁領域20との境界を規定する短辺部31と長辺部32の長さの比率も図示例に限定されるものではない。

【0054】

図11に示す変形例の容器本体2Aは、上記の容器本体2に比べて縦と横の寸法を短く形成されていて、二つの突出部100によって二つの平坦部150を載置領域10に構成している。各平坦部150は、矩形型に形成されていて、隣り合う平坦部150の間に突出部150が設けられている。

20

【0055】

各平坦部150の周辺では、内側の突出部100が設けられていない位置に、外側の突出部200が、周縁領域20に頂部210を配置して、形成されている。これらの外側の突出部200と内側の突出部100とで、平坦部150が囲われている。容器本体2Aによれば、内側の突出部100と、外側の突出部200とで、食材を盛り付けた状態を維持できる。

【0056】

(その他)

上記の構成で、内側の突出部100の内、境界突出部100Bを構成から外して、中央突出部100Aの各稜線部120を周縁領域20まで延長させて、載置領域10を分けるように構成してもよい。

30

【0057】

内側の突出部100の境界突出部100Bは、一部が周縁領域20に侵入して形成されているが、周縁領域20が占める割合は図示例に限定されるものではなく、例えば境界突出部100Bを載置領域10だけで構成してもよい。外側の突出部200も、載置領域10を利用する大きさや載置領域10へ侵入する程度は図示例に限定されず、例えば周縁領域だけで構成することもできる。

【0058】

内側の突出部100の頂部110は、周縁領域20の上端部22と、同じ高さ或いは低く形成されてもよい。

40

【符号の説明】

【0059】

- 1 包装用容器
- 2, 2A 容器本体
- 3 蓋体
- 3A 天井部
- 3B 蓋側部
- 3C 蓋下部

50

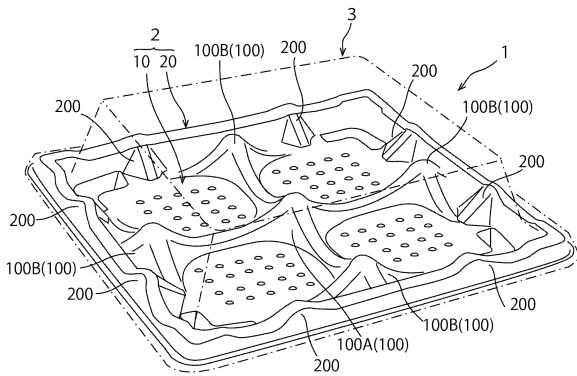


- 1 0 載置領域
- 2 0 周縁領域
- 2 1 立上り部
- 2 2 上端部
- 3 1 短辺部
- 3 2 長辺部
- 1 0 0 , 2 0 0 突出部
- 1 0 0 A 中央突出部
- 1 0 0 B 境界突出部
- 1 1 0 , 2 1 0 頂部
- 1 2 0 , 2 2 0 稜線部
- 1 2 1 第 1 稜線部
- 1 2 2 第 2 稜線部
- 1 2 3 第 3 稜線部
- 1 2 4 第 4 稜線部
- 1 2 5 連続部
- 1 3 0 , 2 3 0 曲面部
- 1 5 0 平坦部
- 1 6 0 凸部
- 1 8 0 脚部

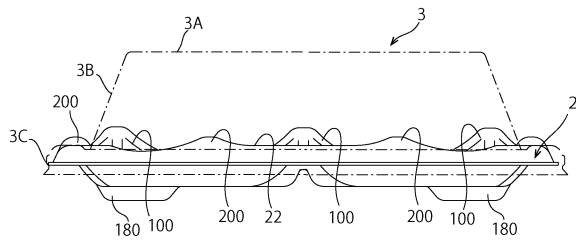
10

20

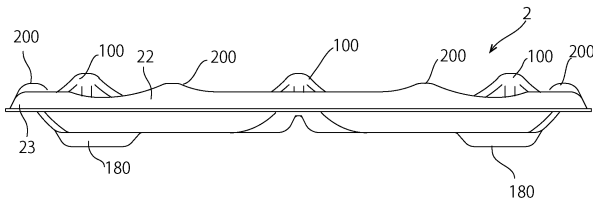
【 図 1 】



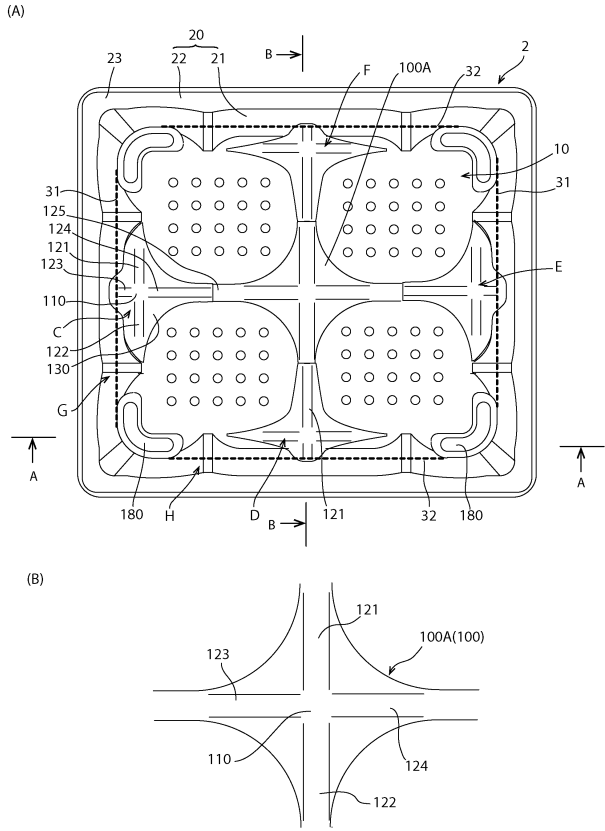
【 図 3 】



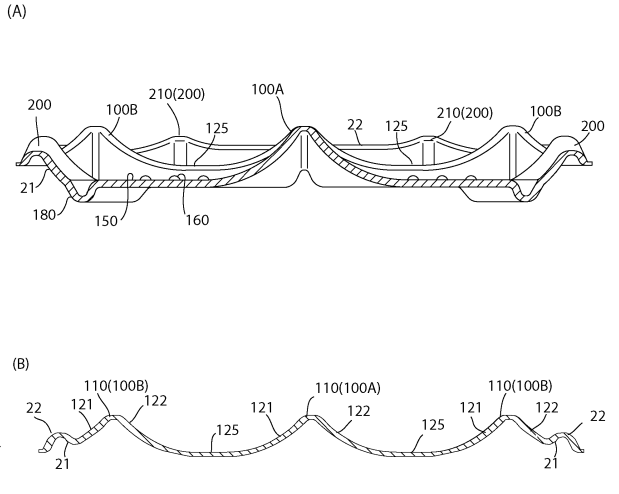
【 図 2 】



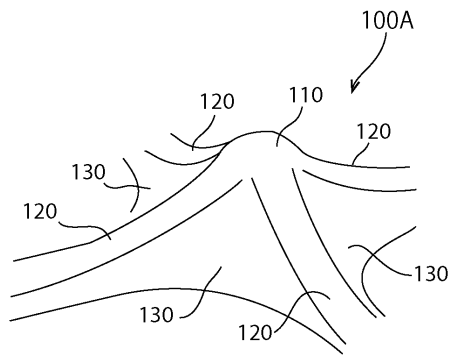
【 図 4 】



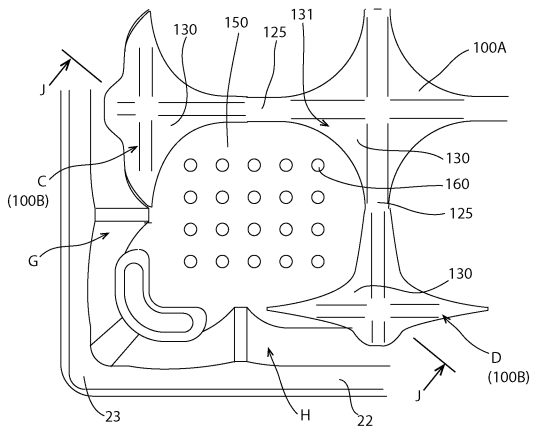
【 図 5 】



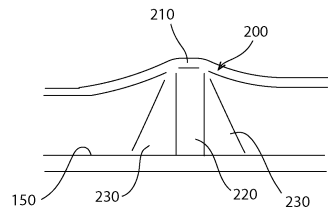
【 図 6 】



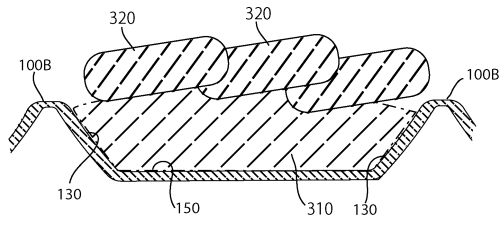
【 図 7 】



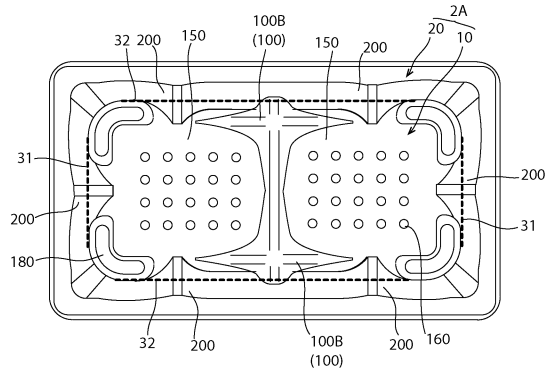
【 図 8 】



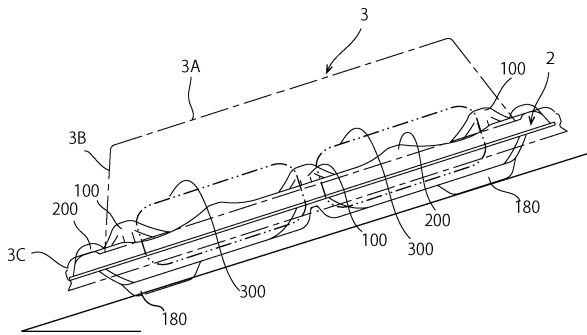
【図9】



【図11】



【図10】



---

フロントページの続き

審査官 西山 智宏

- (56)参考文献 登録実用新案第3190910(JP,U)  
特開2012-101816(JP,A)  
国際公開第2005/007532(WO,A1)  
特開2012-201394(JP,A)  
特開平11-091783(JP,A)  
特開2007-161309(JP,A)  
特開2013-067404(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

- B65D1/00-1/48  
B65D23/00-25/56  
B65D85/50-85/52  
B65D85/60  
B65D85/72-85/84